

テレビ会議多地点接続サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
エヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社 テレビ会議多地点接続サービス契約約款	NTT ビズリンク株式会社 テレビ会議多地点接続サービス契約約款	
第1条 ～ 第38条(略)	第1条 ～ 第38条(略)	
第39条(債権の譲渡) 契約者は、本約款の規定により、支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に譲り渡すことを承認していただくものとします。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 ただし、契約者から当該債権の譲渡を承認しない旨の申出があった場合はこの限りではありません。 2 債権を譲渡することとなる料金その他の債務に関するその他の取り扱いについては、本約款に別段の定めがある場合を除き、請求事業者の規約等に定めるところによるものとします。	第39条(債権の譲渡) 契約者は、本約款の規定により、支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を当社が請求事業者である NTT ドコモビジネス株式会社に譲り渡すことを承認していただくものとします。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 ただし、契約者から当該債権の譲渡を承認しない旨の申出があった場合はこの限りではありません。 2 債権を譲渡することとなる料金その他の債務に関するその他の取り扱いについては、本約款に別段の定めがある場合を除き、請求事業者の規約等に定めるところによるものとします。	
第40条 ～ 第38条(略) 別記(略)	第40条 ～ 第38条(略) 別記(略)	
	<u>附則</u> <u>この改正約款は、令和7年10月1日より実施します。</u>	